芦別市いじめ防止基本方針の概要

○芦別市の基本方針の内容

◇　芦別市の基本方針は国の「いじめ防止対策推進法に基づき、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して策定しています。

特　色

- **芦別市のいじめ防止等の基本的な方向や具体的な内容を示しています。**
- **市民がいじめの問題について十分な理解を深めることができるう、できるだけ平易な記述としています。**
- **学校と家庭（保護者）の責務及び地域（市民及び事業者）の役割について記載しています。**

○いじめ防止等の基本的な考え方

いじめの定義

いじめとは、子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

基本理念

◇　いじめはどの子どもにも生じうるという認識の下、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。

◇　全ての子どもがいじめを行わないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めます。

◇　いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服します。

○芦別市・学校・家庭・地域等の責務

芦別市の責務

いじめ防止等の対策について、北海道その他の関係機関等と緊密な連携協力の下、地域の状況に応じた施策を策定し、実施します。

学校の責務

子どもの保護者、地域住民等との連携を図りつつ、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、子どもの命や安全を守ることを最優先し、早期解消のために適切かつ迅速に対処します。

家庭の責務

子どもがいじめを行うことのないように、生命を大切にし、他人を思いやる心など基本的倫理観を養うための教育を行います。

地域の責務

地域において子どもと触れ合う機会を大切にし、地域全体で子どもを見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係機関と連携して、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

○芦別市の取組の進め方

◇　地域の実情に応じた、いじめ防止等のための対策にする基本的な方針（芦別市いじめ防止基本方針）を策定し、いじめ防止等の対策のための組織を置いて取組を進めます。
◇　学校からいじめの報告を受けた時は、必要に応じて、支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、必要な調査を行います。
◇　いじめを受けた子どもが安心して教育をうけることができるよう、必要な措置を速やかに行います。

○学校の取組の進め方

◇　学校の実情に応じた、いじめ防止等のための対策にする基本的な方針（学校いじめ防止基本方針）を策定し、いじめ防止等の対策のための組織を置いて取組を進めます。
◇　いじめが生まれにくい環境をつくるため、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめの未然防止に努めます。
◇　いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査票の使用や面談等による定期的な調査や必要な措置を講じます。
◇　子どもや保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

いじめを発見した・いじめの通報を受けた場合は

- **迅速に実態把握に努め、結果を教育委員会に報告します。**
- **いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員で迅速に組織的に対応します。**
- **いじめを行った子どもに対し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。**
- **いじめを受けた子どもの保護者、いじめを行った子どもの保護者の理解と協力の下、必要な情報を共有するための措置を講じます。**
- **いじめを受けた子どもが安心して教育を受けることのできる環境を整備します。**

○重大事態への対処

◇　学校は重大事件が発生した疑いがある場合や子どもや保護者から申し立てがあった場合には、教育委員会に報告しなければなりません。

重大な事態とは

- **いじめにより、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき**
- **いじめにより、子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。**

◇　教育委員会は学校からの報告を受けた時や子どもや保護者から申し立てがあった場合には、市長に報告し重大事態に対処するとともに、組織を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。

◇　教育委員会は、調査を終了したときは、その調査結果を市長に報告します。このとき、いじめをうけた子どもや保護者が希望するときは、子どもや保護者の意見を記載した書面を添付します。

◇　教育委員会からの報告を受けた市長は重大事態への対処または同種の事態の再発防止の必要があると認めるときは、必要に応じ、組織を置いて再調査を行います。再調査の結果については、個人のプライバシーに配慮し、議会に報告します。

◇　市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行います。

○取組の点検・評価等

◇　教育委員会は、芦別市いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じて見直します。

◇　学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じて見直します。

参考
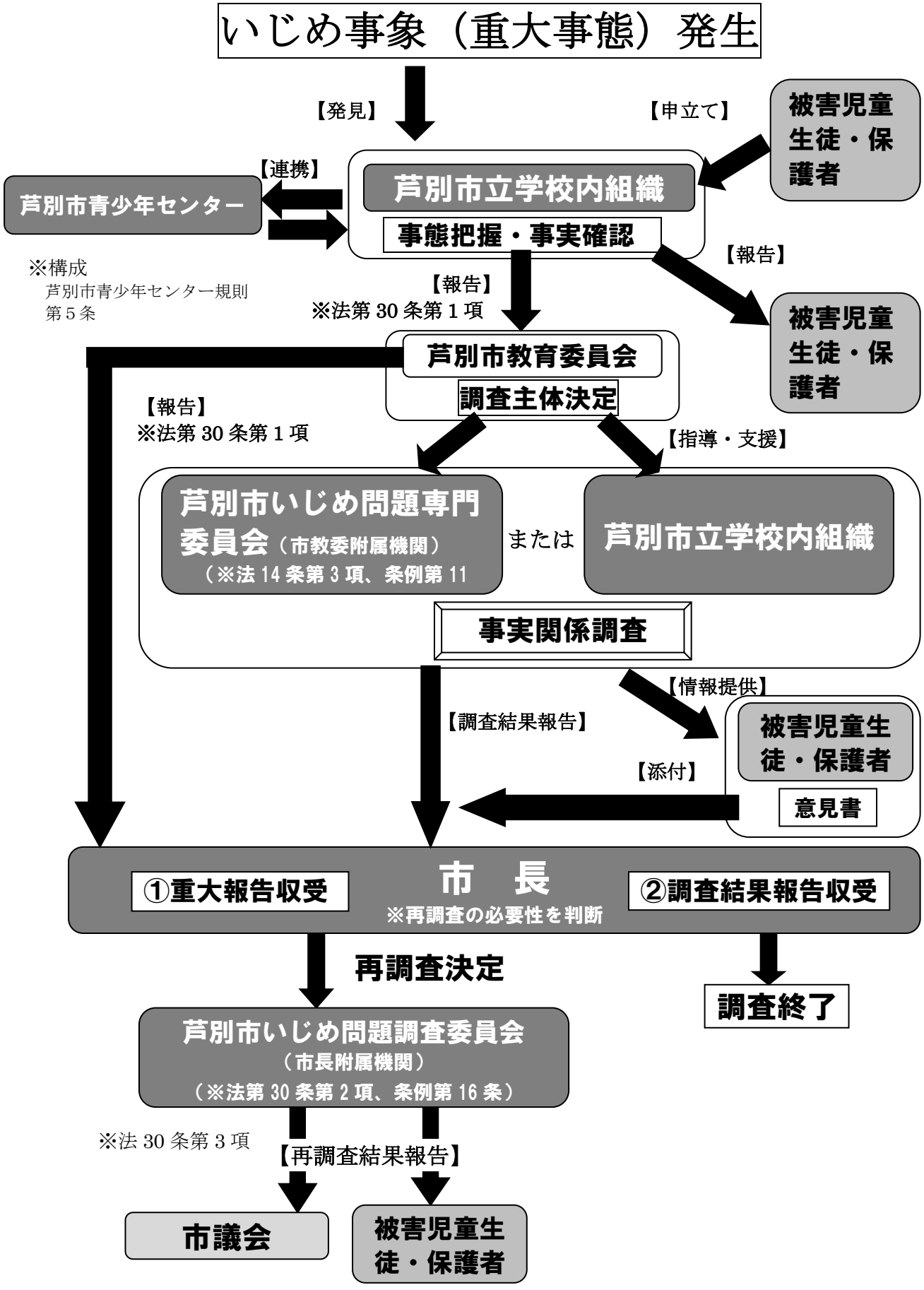
重大事態発生後の対応フロー図